

名古屋市告示第556号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社ALOH A 名古屋市名東区引 山四丁目 618番地	相談支援事業所A LOHA 名古屋市名東区引 山四丁目 618番地	特定相談支援	2338000173	令和 6年 4月30日
		障害児相談支 援	2378000174	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課